

## 労災診療費のレセプト審査事務に関する検討の経過

平成23年12月8日

衆議院決算行政監視委員会の決議

「労災診療費のレセプト審査事務の社会保険診療報酬支払基金等への委託についても検討を進めるべきである。」



平成24年3月～5月

「労災診療費のレセプト審査事務に関する検討会」の設置・開催

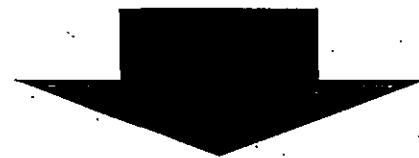
「支払基金等に労災レセプトの審査を委託するより、国が直接一括して審査する現行の方式の方が妥当であると考えられる。」との結論



平成24年6月13日

衆議院決算行政監視委員会へ報告

「国が直接一括して審査する現在の方式の中で業務改善を行い、更なる経費の削減に努めていく。」(厚生労働大臣)



平成24年9月7日

衆議院決算行政監視委員会の決議

「検討会を再開するなどして、業務改善等の具体策を十分に検討することを求める。」

# 行政監視に基づく事業の見直しに関する決議（抜粋）

平成23年12月8日

衆議院・決算行政監視委員会

財政運営の健全化は積年の課題であり、また震災復興に取り組むためにも国の総予算の見直しが求められている。本委員会は、予算の計上及び執行の適正について徹底した検証を行うために行政監視に関する小委員会を設置し、去る十一月十六日及び十七日に同小委員会において、革新的バイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築、医療費レセプト審査事務、公務員宿舎建設・維持管理等に必要な経費並びに原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出について、有識者の意見を求めつつ集中的に討議して評価を行ったところ、次の事項について改善を求めるべきとの結論に至った。

政府は、この結論を重く受け止め、来年度以降の予算編成及び執行に十分に反映させるなど速やかに対応するよう求める。また、これらの反映状況につき講じた措置について、本委員会に対し六箇月以内に報告するよう求める。

なお、今回の討議に際し、政府の資料の作成、資料の提出について十分でないものがあり、改善を求める。今後も各テーマとその関連する施策について、行政監視を行っていく。

(一 略)

## 二 医療費レセプト審査事務

社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会のレセプト審査事務については、政府の検討会の中間まとめにおいて、競争原理による質の向上とコスト削減が重要との指摘もなされている。しかし、今回の討論を通じて合理的な根拠が示されなかった。競争による改善が期待できないのであれば、審査の効率化を図り、医療費を削減するため、保険者たる市町村に混乱を来たさないようにしつつ、統合に向けた検討を速やかに進めるべきである。その際、既存の統合コスト試算を抜本的に見直し、統合による長期的なコスト削減効果を明確に示すべきである。

また、電子レセプトの更なる活用やレセプト審査に係る民間参入の環境整備について検討するとともに、労災診療費のレセプト審査事務の支払基金等への委託についても検討を進めるべきである。

(三及び四 略)

右決議する。

## 労災診療費のレセプト審査事務に関する検討会報告書(概要)

平成23年12月8日の衆議院決算行政監視委員会において「労災診療費のレセプト審査事務の支払基金等への委託についても検討を進めるべきである。」との決議を受け、平成24年3月27日から5回にわたり、「労災診療費のレセプト審査事務に関する検討会」を開催し、労災保険給付と労災レセプト審査の関係、支払基金へ委託することとした場合の委託の範囲、審査体制、審査期間及び費用等の観点から検討を行った。

**結論:** 支払基金等に労災レセプトの審査を委託するより、国が労災レセプトを直接一括して審査する現行の方式の方が妥当であると考えられる。

### 労災レセプトにおける労災固有の審査の検討結果

- 労災レセプトの労災固有の審査は、以下のとおり、労災保険給付の支給・不支給の決定(行政処分)と密接不可分な関係にあり、これを委託することは困難である。
  - ① 業務外の私傷病の除外の審査は、国が業務上と判断した範囲や根拠に基づき判断。
  - ② 労災レセプトの情報(医療効果)を活用して、国は治ゆ(症状固定)を判断。

### 支払基金に労災固有以外の審査を委託した場合の検討結果

- 労災固有以外の審査(診療報酬点数表等に基づく審査)については、以下の理由から、国が審査した方が効率的かつ効果的である。

#### 審査体制

- 国と支払基金では、審査担当職員1人当たりの審査件数に大きな相違が見られ、どの程度の審査・査定となるか不明である。

#### 審査期間

- 審査期間は現在労働局が行っている期間より長くなり、結果として労災指定医療機関等に負担を生じさせる懸念があり、迅速に労災診療費を支給する観点から問題となる。

#### 審査結果の確認

- 支払基金に委託している公的医療保険の保険者と同様に、支払基金の審査結果について、保険者として確認する必要があり、このための体制も必要となる。

#### 費用

- 委託した場合に要する費用を試算すると、国の負担が約0.6億円～1.7億円の増となり、費用面でのメリットは実証できない。

### 支払基金以外の団体へ審査を委託した場合の検討結果

- 支払基金への委託を検討した際に指摘された問題があるのみならず、公平かつ適正な審査のための専門医の確保、紛争調整の体制整備の課題の他、受託した団体に対する監査・指導等国が関与せざるを得ないことから、国が直接一括して審査する現行の方式の方が妥当であると考えられる。

## 衆議院決算行政監視委員会・行政監視に関する 小委員会への報告（抜粋）

平成24年6月13日

### 衆議院・決算行政監視委員会 行政監視に関する小委員会

当委員会の決議のうち、「医療費レセプト審査事務」について、厚生労働省での検討の結果を報告します。

（中略）

次に、労災診療費のレセプト審査事務を支払基金等へ委託することについては、今年三月から、学識経験者、医師、公認会計士の計五名による検討会を五回にわたり開催し、六月一日に報告書を公表しました。

報告書では、労災レセプト審査のうち、

- ・ 業務外の私傷病を除外するなどの労災固有の審査については、国が業務上と判断した範囲や根拠に基づき判断することから、労災保険給付の支給・不支給の決定と密接不可分な関係にあり、これを支払基金等に委託することは困難であること
- ・ 診療報酬点数表等に基づく審査については、支払基金等に委託するよりも、審査体制、審査期間、費用の面から、国が審査した方が効率的・効果的であることとされ、結論として「支払基金等に労災レセプトの審査を委託するより、国が労災レセプトを直接一括して審査する現行の方式の方が妥当であると考えられる」としています。

労災診療費のレセプト審査事務について、厚生労働省としては、国が直接一括して審査する現在の方式の中で業務改善を行い、更なる経費の縮減に努めていきます。

「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議」  
のフォローアップについて（抜粋）

平成24年9月7日

衆議院・決算行政監視委員会

本委員会は、予算の計上及び執行の適正について徹底した検証を行うために行政監視に関する小委員会を設置し、昨年十一月十六日及び十七日に同小委員会において有識者の意見を求めつつ集中的に討議して評価を行った結果、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築、医療費レセプト審査事務、公務員宿舎建設・維持管理等に必要な経費並びに原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出について、改善を求めるべき事項を指摘し、予算編成及び執行に十分に反映させるなどの対応を求めるとともに、反映状況につき講じた措置について、本委員会に対し六箇月以内に報告するよう求める決議を十二月八日に行ったところである。

今国会に設置した行政監視に関する小委員会において、去る六月十三日に報告を聴取し、八月二日に集中的に討議してその内容を精査したところ、政府の対応、また、これを説明する資料の提出について十分でないものがあった。改善が不十分な点があったことは極めて遺憾である。

よって、本委員会は、これらの事項を今後も質疑等で適宜取り扱い、行政監視を行っていくため、政府に対し、以下について速やかに対応するよう求める。

(一 略)

二 医療費レセプト審査事務（抄）

また、労災医療費のレセプト審査事務の支払基金等への委託についての検討を求めたが、厚生労働省は、「労災診療費のレセプト審査事務に関する検討会」の報告書で「国が直接一括して審査する現在の方式が妥当」としたことを受け、「現在の方式の中で業務改善を行い、更なる経費の縮減に努めていく」と回答しているが、今回の討議において、検討会が業務改善等についての議論を尽くしていないことが明らかになった。検討会を再開するなどして、その具体策を十分に検討することを求める。

(三及び四 略)

右決議する。

